

令和3年 2月19日開会

令和3年 3月23日閉会

志太広域事務組合議会

3月定例会会議録

志太広域事務組合議会

令和3年3月志太広域事務組合議会定例会目次

| | |
|--|----|
| 会期及び会期中日程 | 1 |
| 第1日 2月19日（金曜日） | |
| 1. 出席議員 | 3 |
| 2. 出席説明員 | 4 |
| 3. 職務のため出席した職員 | 4 |
| 4. 議事日程（第1日目） | 5 |
| 5. 開会 | 7 |
| 6. 開議 | 7 |
| 7. 会議録署名議員の指名 | 7 |
| 8. 諸般の報告 | 7 |
| 9. 会期の決定 | 7 |
| 10. 副議長の辞職 | 8 |
| 11. 副議長の選挙 | 8 |
| 12. 議席の一部変更 | 9 |
| 13. 第1号議案 令和3年度志太広域事務組合一般会計予算 | |
| 第2号議案 令和3年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算 | |
| 第3号議案 令和2年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第4号） | |
| 第4号議案 令和2年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計補正 予算（第1号） | |
| 第5号議案 志太広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定 について | |
| (1)提案理由の説明 | 10 |
| 13. 第6号議案 新藤枝環境管理センター建設工事請負契約の一部を変更する 契約の締結について | |
| (1)提案理由の説明 | 12 |
| (2)質疑 | 13 |

| | |
|------------------|---------|
| (3) 討論 |14 |
| (4) 採決 (賛成多数・可決) |15 |
| 14. 散会 |16 |

第2日 3月23日（火曜日）

| | |
|--|----|
| 1. 出席議員 | 17 |
| 2. 出席説明員 | 18 |
| 3. 職務のため出席した職員 | 18 |
| 4. 議事日程（第2日目） | 19 |
| 5. 開議 | 21 |
| 6. 諸般の報告 | 21 |
| 7. 一般質問 | |
| ア、石井通春議員 | 21 |
| イ、杉田源太郎議員 | 29 |
| 8. 第1号議案 令和3年度志太広域事務組合一般会計予算 | |
| 第2号議案 令和3年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算 | |
| 第3号議案 令和2年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第4号） | |
| 第4号議案 令和2年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計補正 予算（第1号） | |
| 第5号議案 志太広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定 について | |
| (1) 質疑 | 38 |
| (2) 討論 | 38 |
| (3) 採決 | |
| ア、第1号議案（賛成総員・可決） | 38 |
| イ、第2号議案（賛成総員・可決） | 39 |
| ウ、第3号議案（賛成総員・可決） | 39 |
| エ、第4号議案（賛成総員・可決） | 39 |
| オ、第5号議案（賛成総員・可決） | 39 |
| 9. 第7号議案 令和3年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第1号） | |
| (1) 提案理由の説明 | 39 |
| (2) 質疑 | 41 |
| (3) 討論 | 41 |

| | |
|-------------------------------|----|
| (4)採決 | |
| ア、第7号議案（賛成総員・可決） | 41 |
| 10. 第8号議案 志太広域事務組合監査委員の選任について | |
| (1)提案理由の説明 | 41 |
| (2)質疑 | 42 |
| (3)討論 | 42 |
| (4)採決 | |
| ア、第8号議案（異議なし・同意） | 42 |
| 11. 第9号議案 志太広域事務組合監査委員の選任について | |
| (1)提案理由の説明 | 42 |
| (2)質疑 | 42 |
| (3)討論 | 43 |
| (4)採決 | |
| ア、第9号議案（異議なし・同意） | 43 |
| 12. 閉議・閉会 | 45 |

令和3年3月志太広域事務組合議会定例会会期及び会期中日程

1. 3月定例会会期2月19日（金）から3月23日（火）までの33日間

2. 会期中日程

| 月 日 | 曜日 | 会議種別等の内容 |
|-------|----|--|
| 2月19日 | 金 | 本会議第1日（午後3時30分～） ○開会・開議・会期決定・副議長の選挙 ○議案上程、提案理由説明 ○議会運営協議会（午後2時50分～） ○議員全員協議会（午後3時10分～） ○議員全員協議会（本会議終了後） 議案説明 |
| 2月20日 | 土 | 休日 |
| 2月21日 | 日 | 休日 |
| 2月22日 | 月 | 休会 |
| 2月23日 | 火 | 天皇誕生日 |
| 2月24日 | 水 | 休会 |
| 2月25日 | 木 | 休会（一般質問・質疑通告期限：正午） |
| 2月26日 | 金 | 休会 |
| 2月27日 | 土 | 休日 |
| 2月28日 | 日 | 休日 |
| 3月1日 | 月 | 休会 |
| 3月2日 | 火 | 休会 |
| 3月3日 | 水 | 休会 |
| 3月4日 | 木 | 休会 |
| 3月5日 | 金 | 休会 |
| 3月6日 | 土 | 休日 |
| 3月7日 | 日 | 休日 |
| 3月8日 | 月 | 休会 |
| 3月9日 | 火 | 休会 |
| 3月10日 | 水 | 休会 |
| 3月11日 | 木 | 休会 |

| | | |
|-------|---|---|
| 3月12日 | 金 | 休会 |
| 3月13日 | 土 | 休日 |
| 3月14日 | 日 | 休日 |
| 3月15日 | 月 | 休会 |
| 3月16日 | 火 | 休会 |
| 3月17日 | 水 | 休会 |
| 3月18日 | 木 | 休会 |
| 3月19日 | 金 | 休会 |
| 3月20日 | 土 | 春分の日 |
| 3月21日 | 日 | 休日 |
| 3月22日 | 月 | 休会 |
| 3月23日 | 火 | <p>本会議第2日（午前10時～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○開議、一般質問 ○議案質疑、討論、採決 ○閉議・閉会 ○議会運営協議会（午前9時20分～） ○議員全員協議会（午前9時40分～） ○議員全員協議会（本会議終了後） |

2月19日（金曜日）

○出席議員（16人）

| | | | |
|-----|-------|----|-----------|
| 1番 | 石井通春 | 議員 | （藤枝市議会議員） |
| 2番 | 多田晃 | 議員 | （藤枝市議会議員） |
| 3番 | 石田江利子 | 議員 | （焼津市議会議員） |
| 4番 | 松島和久 | 議員 | （焼津市議会議員） |
| 5番 | 遠藤久仁雄 | 議員 | （藤枝市議会議員） |
| 6番 | 松寄周一 | 議員 | （藤枝市議会議員） |
| 7番 | 村松幸昌 | 議員 | （焼津市議会議員） |
| 8番 | 杉田源太郎 | 議員 | （焼津市議会議員） |
| 9番 | 岡村好男 | 議員 | （藤枝市議会議員） |
| 10番 | 山根一 | 議員 | （藤枝市議会議員） |
| 11番 | 池谷和正 | 議員 | （焼津市議会議員） |
| 12番 | 青島悦世 | 議員 | （焼津市議会議員） |
| 13番 | 藪崎幸裕 | 議員 | （藤枝市議会議員） |
| 14番 | 鈴木浩己 | 議員 | （焼津市議会議員） |
| 15番 | 渋谷英彦 | 議員 | （焼津市議会議員） |
| 16番 | 大石保幸 | 議員 | （藤枝市議会議員） |

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者 北 村 正 平 (藤枝市長)

副 管 理 者 中 野 弘 道 (焼津市長)

中部看護専門学校長 香 川 二 郎

事 務 局 長 長 井 孝 仁

事務局次長 松 田 兼 利

消 防 長 松 浦 一 仁

消 防 次 長 大 橋 充

○監 査 委 員 鈴 木 正 和

○職務のため出席した職員

書 記 長 大 畑 範 芳 (藤枝市議会事務局長)

次 長 森 谷 浩 男 (藤枝市議会事務局次長)

書 記 渥 美 直 人 (藤枝市議会事務局主幹兼議事担当係長)

書 記 岡 真 太 郎 (藤枝市議会事務局主任主査)

令和3年3月志太広域事務組合議会定例会議事日程（第1日目）

日時／令和3年2月19日（金）午後3時30分開議

場所／藤枝市岡部支所3階 議場

第1 開会・開議

第2 会議録署名議員の指名

第3 諸般の報告

（1）管理者提出議案の受理について

（2）例月出納検査結果報告書の受理について

第4 日程第1 会期の決定

第5 日程第2 副議長の選挙

新副議長挨拶

第6 日程追加 議席の一部変更

第7 日程第3 第1号議案 令和3年度志太広域事務組合一般会計予算

第2号議案 令和3年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計
予算

第3号議案 令和2年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第4
号）

第4号議案 令和2年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計
補正予算（第1号）

第5号議案 志太広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の
制定について

以上 5件一括上程（提案理由の説明のみ）

第8 日程第4 第6号議案 新藤枝環境管理センター建設工事請負契約の一部を変更
する契約の締結について

以上 1件上程

1 質疑

2 討論

3 採決

第9 散会

◎本日の会議に付した事件
議事日程と同じ

午後 3 時30分開議

○議長（大石保幸議員） ただいまから、令和 3 年 3 月志太広域事務組合議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、5 番 遠藤久仁雄議員、11 番 池谷和正議員を指名いたします。

ここで、書記長から諸般の報告をいたします。

○書記長（大畑範芳） 議長。

○議長（大石保幸議員） はい、書記長。

○書記長（大畑範芳） 御報告いたします。

初めに、本定例会へ管理者から第 1 号議案、令和 3 年度志太広域事務組合一般会計予算ほか 5 件の議案の送付があり、これを受理いたしました。

次に、監査委員から、例月出納検査結果報告書（令和 2 年 11 月分、12 月分）、令和 2 年度定期監査及び定期監査（工事監査）結果報告書の送付があり、これを受理いたしました。

以上でございます。

受理した報告事件一覧

[監査委員報告]

- 1 志太広域監第16号 令和 2 年 11 月分 例月出納検査結果報告書
 - 2 志太広域監第17号 令和 2 年 12 月分 例月出納検査結果報告書
 - 3 志太広域監第22号 令和 2 年度定期監査結果報告書（別冊）
 - 4 志太広域監第23号 令和 2 年度定期監査（工事監査）結果報告書（別冊）
-

○議長（大石保幸議員） 監査委員から報告のありました報告事件一覧及びその写しは既に配付済みでありますので、御了承願います。

以上で、報告を終わります。

日程第 1. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期を本日 2 月 19 日から 3 月 23 日までの 33 日間としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大石保幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、会期は33日間に決定をいたしました。

日程第2. 副議長の選挙を議題といたします。

本件は、閉会中に渋谷英彦副議長から副議長の辞職願が提出され、これを許可し、副議長が空席となったことから、選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大石保幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。

○2番(多田 晃議員) 議長。

○議長(大石保幸議員) 2番 多田 晃議員。

○2番(多田 晃議員) ここで、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております副議長には、焼津市の池谷和正議員を推薦したいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○13番(薮崎幸裕議員) 議長。

○議長(大石保幸議員) 薮崎幸裕議員。

○13番(薮崎幸裕議員) ただいまの発言は、人事案件であります。時宜を得たものであると思っておりますので、2番 多田議員の動議に賛成いたします。

○議長(大石保幸議員) ただいま2番 多田 晃議員から、副議長に池谷和正議員を指名したいとの動議が提出され、所定の賛成者がおりますので、動議は成立をいたしました。

よって、本動議を直ちに議題とし採決いたします。

お諮りいたします。副議長に池谷和正議員を指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大石保幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、副議長に池谷和正議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました池谷和正議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大石保幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました池谷和正議員が副議長に当選をされました。

ただいま副議長に当選されました池谷和正議員が議場におられます。会議規則第30条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました池谷和正議員から御挨拶をお願いいたします。

○副議長(池谷和正銀) 議長。

○議長(大石保幸議員) はい、池谷議員。

(登壇)

○副議長(池谷和正議員) ただいま副議長に御推挙いただきました池谷和正でございます。

改めまして、副議長の責務、重く痛感しております。改めまして身の引き締まる思いでございます。圏域住民の期待に応えるべく、議長をしっかりと補佐し、副議長としての職責を全うしたいと思っております。

皆様におかれましては、御指導・御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げまして、就任の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

(拍手)

(副議長 渋谷英彦議員 自席へ)

○議長(大石保幸議員) ここで、先例によりまして、副議長の選挙に伴う議席の一部変更をいたしたいと思えます。

お諮りいたします。議席の一部変更を日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大石保幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更を日程に追加いたします。

渋谷英彦議員を11番に、池谷和正議員を15番に、それぞれ変更したいと思います。

お諮りいたします。ただいま議長において指名したとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大石保幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、議席を変更いたします。

それでは、議席の変更をお願いいたします。

(書記 議席名札を変更、新しい名簿を配付)

○議長（大石保幸議員） 日程第3. 第1号議案から第5号議案まで、以上5件を一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（大石保幸議員） 管理者。

(登壇)

○管理者（北村正平） ただいま議題となっております議案5件につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

お手元に、この議案書と水色の歳入歳出予算書、それから、もう一つ、令和2年度の補正予算書がございますので、併せて御覧いただければというふうに思います。

初めに、第1号議案、令和3年度志太広域事務組合一般会計予算についてでございます。一般会計予算総額は、歳入歳出それぞれ59億6,700万円とするものであります。前年度当初予算に比べまして55億3,200万円、48.1%の減少となっております。

歳入予算の主なものは、焼津・藤枝両市の分担金が55億8,453万4,000円、ごみ処理手数料など使用料及び手数料が2億4,194万5,000円、クリーンセンター整備及び消防・救急体制整備に係る国庫支出金が1,497万2,000円、消防学校派遣職員人件費負担金など県支出金が2,542万8,000円、消防車両等の整備に係る組合債4,790万円を計上しております。

歳出予算の主なものは、議会費、一般管理費及び企画費が1億9,252万6,000円、斎場会館管理費が1億4,624万6,000円、清掃総務費が1億2,492万1,000円、高柳・一色の両清掃工場・リサイクルセンターに係るごみ処理費が16億4,202万3,000円、最終処分場に係る最終処分費が2,901万7,000円、藤枝・大井川の両環境管理センターに係るし尿処理費が8億9,649万3,000円、クリーンセンター整備事業費が1億1,810万7,000円、志太消防本部の運営費等に係る常備消防費が24億3,418万円、消防車両等の整備に係る消防施設費が5,832万8,000円、組合債の償還に係る公債費3億1,515万9,000円を計上しているところでございます。

なお、地方自治法第214条の規定によりまして、債務負担行為、同法第230条第1項の

規定による地方債につきましても、所要の措置を講じております。

全体の事業概要といたしましては、組合規約に基づきまして、引き続き、ごみ処理施設と尿処理施設の適正な運営管理を安全かつ安定的に行います。

クリーンセンター整備につきましては、整備運営に係る事業者選定に向けまして、引き続き、地元の皆さんや関係の皆さんの協力を得ながら着実に進めてまいります。

藤枝・大井川の2つの新しい環境管理センターの整備事業につきましては、本年4月1日の施設稼働とともに、DBO方式による運営を開始いたします。旧施設につきましては、解体に向け準備作業を進めてまいります。

志太消防本部につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大が続いておりますが、安定した運営を行っており、圏域住民の安全・安心のため、さらなる体制の強化に取り組んでまいります。

次に、第2号議案、令和3年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算についてでございます。予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,720万円とするものです。前年度当初予算に比べまして680万円、3.2%の増加となっております。

歳入予算の主なものは、藤枝・焼津両市の分担金及び志太総合病院組合負担金が1億9,816万6,000円、授業料及び入学検定料など1,790万6,000円を計上しております。

歳出予算の主なものは、学校の運営費及び看護師養成に要する経費の看護専門学校費2億1,620万円を計上しております。

看護専門学校は、開校以来1,060人余りの卒業生を志太榛原地域に送り出し、地域医療への貢献という役割を担ってまいりました。これからも志太榛原地域の医療・保健・福祉の充実を図るべく、引き続き、人間性豊かで実践力を備えた看護師の育成に努めてまいります。

次に、第3号議案、令和2年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第4号）についてでございます。歳入歳出予算からそれぞれ2億9,430万3,000円を減額いたしまして、予算総額を113億1,247万4,000円とするほか、地方債につきまして、所要の補正を行うものであります。

主な補正内容は、歳入予算では、県支出金を877万9,000増額し、一方で、分担金及び負担金を2億8,857万4,000円、国庫支出金を40万8,000円、組合債を1,410万円それぞれ減額するものであります。

歳出予算では、衛生費を2億2,144万4,000円減額。内訳は、斎場会館及び清掃の職員

人件費の減が957万円、ごみ処理費の減が5,158万4,000円、クリーンセンター整備事業費の確定に伴う減が1億6,029万円、消防費を5,672万2,000円減額、公債費を1,613万7,000円減額するものでございます。

次に、第4号議案、令和2年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ260万4,000円を減額し、予算総額を2億779万6,000円とするものでございます。

主な補正内容は、歳入予算では、繰越金を753万6,000円増額し、一方で、焼津・藤枝両市の分担金及び志太総合病院組合負担金を1,014万円減額するものであります。歳出予算では、看護専門学校費を260万4,000円減額するものであります。

次に、第5号議案、志太広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定めた省令の一部を改正する省令」が公布されたことに伴いまして、関連条例の改正を行うものであります。

以上、議案5件につきまして、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(大石保幸議員) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第4. 第6号議案、以上1件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者(北村正平) 議長。

○議長(大石保幸議員) はい、管理者。

(登壇)

○管理者(北村正平) 続いてお願いいたします。

薄い紙ですけれども、この議案書を見ていただきたいと思います。

ただいま議題となっております第6号議案、新藤枝環境管理センター建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結について、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、水i n gエンジニアリング株式会社横浜営業所との間で締結している新しい藤枝環境管理センター建設工事の契約金額を変更するものであります。処理棟地下部分の埋設物撤去に伴う工事における工程の追加等により契約金額を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び志太広域事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○事務局次長（松田兼利） 議長。

○議長（大石保幸議員） はい、事務局次長。

○事務局次長（松田兼利） 私から、第6号議案、新藤枝環境管理センター建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結について、補足説明をさせていただきます。議案書は3ページ、参考資料は5ページから8ページでございます。

参考資料5ページを御覧ください。

本議案につきましては、水in gエンジニアリング株式会社横浜営業所との間で締結している新藤枝環境管理センター建設工事について、処理棟地下部分を地盤改良工事のため掘削したところ、工事に支障となる地下埋設物が発見されたため、これを撤去し、地盤改良工事を追加したことによる契約金額を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をお願いするものであります。

参考資料6ページを御覧ください。図面は、横長手方向となっております。

追加工事を行った位置は、図面左上の埋設物撤去箇所範囲で、処理棟北側の地中部分の980平方メートルです。

参考資料7ページの掘削エリア平面図を御覧ください。

処理棟の基礎部分を上から見た図面で、太枠の部分となります。

続きまして、参考資料の8ページ、掘削範囲対比図を御覧ください。

図面の上側、こちら側が処理棟の北側の断面、下側は南側の断面。追加工事の箇所は、基礎下側のハッチング部分。幅は39.7メートル、深さは0.56メートルです。こうした工事の変更内容が整いましたので、議決をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石保幸議員） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩中に、上程議案1件に対する質疑のある方は通告願います。

午後3時53分 休憩

午後3時53分 再開

○議長（大石保幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、上程議案1件に対する質疑を行います。通告はありません。

質疑なしと認め、上程議案1件に対する質疑を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩中に、上程議案1件に対する討論のある方は通告願います。

午後3時54分 休憩

午後3時54分 再開

○議長（大石保幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、上程議案1件に対する討論を行います。

通告がありますので、発言を許します。

初めに、1番 石井通春議員。

○1番（石井通春議員） 議長。

○議長（大石保幸議員） はい、石井議員。

（登壇）

○1番（石井通春議員） ただいま議題となっております議案に対しまして、反対の討論を行います。

この議案は、昨年12月臨時議会の補正予算で議決されました藤枝環境管理センター建設工事において、処理棟敷地内に720立米もの地中障害物が発生し、その除去費用2,739万円、今回はその契約を行うというものです。さきの議会でさんざんやりましたから、改めて詳しく申し上げることはやりたくありませんし、皆さんも望んでいないでしょうから、簡潔にします。

まず、この障害物工事の負担は必ずしも志広組ではないということです。契約書上では業者の負担となっている。組合が一番こだわった契約における業者との問答集にあります、予期せぬ地中障害物の除去は協議によるものという点がありますけれども、これをもって組合負担にならないことは何も説明されておられませんし、市民の立場に立っているとは言えません。

また、大量の土砂の存在は、およそ2年前に判明しておきながら議会への報告を怠っている点。再発防止を何点か申し上げましたが、何ら検証することなく、はぐらかしの答弁に終始した姿勢も、私としては無念が残っているままであります。

ここで繰り返しても仕方ありませんから、このくらいにしますけれども、この契約は、そうした大きな問題が残っているものでありますので、端的に指摘いたしまして、反対の討論といたします。

○議長（大石保幸議員） 次に、4番 松島和久議員。

○4番（松島和久議員） 議長。

○議長（大石保幸議員） はい、松島議員。

（登壇）

○4番（松島和久議員） 私は、ただいま上程されております第6号議案 新藤枝環境管理センター建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結について、賛成討論を行います。

本議案は、新藤枝環境管理センター建設工事の支障となる地下埋設物により、これを撤去するとともに、この影響により当初設計よりも深くまで地盤改良工事を施工したことによる契約金額の変更であります。地下埋設物が大量に発生することは契約時点では予測できないものであり、これを当初契約で取り決めることはできないことから、協議によるものとしております。今回、工事において確認された地中埋設物の量は、処理棟面積の約3分の2に当たる大量なものであり、工事約款で定める施工条件について、予測することのできない特別な状態が生じたことから、条件変更の対象として請負代金の協議を行ったものであります。

また、県の設計ガイドラインにのっとり、工事全体の契約内容が確認できる工期末に一括して変更契約の手続を行ったものであります。

一連の手続については、工事請負契約、工事約款及び県のガイドラインにのっとり適切に処理されているものと考えます。

し尿処理は市民生活に欠かすことができないものであります。新施設稼働に大きな期待が寄せられるところでもあります。工事の支障となる地下埋設物を適正に速やかに撤去したことにより、予定どおり令和3年4月に稼働が迎えられるものと評価できることから、本案に賛成するものであります。

以上、通告いたしました議案につきまして賛成討論をいたしました。議員各位の御賛同をいただき、賛成をお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

以上。

○議長（大石保幸議員） 以上で、討論を終わります。

これから、上程議案1件の採決を行います。

第6号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石保幸議員） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

再開日時をお知らせいたします。

3月23日、午前10時開議です。

本日は、これで散会をいたします。

なお、引き続き全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いをいたします。

しばらくお待ちください。

午後4時00分散会

3月23日（火曜日）

○出席議員（16人）

| | | | |
|-----|-------|----|-----------|
| 1番 | 石井通春 | 議員 | （藤枝市議会議員） |
| 2番 | 多田晃 | 議員 | （藤枝市議会議員） |
| 3番 | 石田江利子 | 議員 | （焼津市議会議員） |
| 4番 | 松島和久 | 議員 | （焼津市議会議員） |
| 5番 | 遠藤久仁雄 | 議員 | （藤枝市議会議員） |
| 6番 | 松寄周一 | 議員 | （藤枝市議会議員） |
| 7番 | 村松幸昌 | 議員 | （焼津市議会議員） |
| 8番 | 杉田源太郎 | 議員 | （焼津市議会議員） |
| 9番 | 岡村好男 | 議員 | （藤枝市議会議員） |
| 10番 | 山根一 | 議員 | （藤枝市議会議員） |
| 11番 | 渋谷英彦 | 議員 | （焼津市議会議員） |
| 12番 | 青島悦世 | 議員 | （焼津市議会議員） |
| 13番 | 藪崎幸裕 | 議員 | （藤枝市議会議員） |
| 14番 | 鈴木浩己 | 議員 | （焼津市議会議員） |
| 15番 | 池谷和正 | 議員 | （焼津市議会議員） |
| 16番 | 大石保幸 | 議員 | （藤枝市議会議員） |

○欠席議員（なし）

○出席説明員

| | | |
|-----------|---------|--------|
| 管 理 者 | 北 村 正 平 | (藤枝市長) |
| 副 管 理 者 | 中 野 弘 道 | (焼津市長) |
| 中部看護専門学校長 | 香 川 二 郎 | |
| 事 務 局 長 | 長 井 孝 仁 | |
| 事務局次長 | 松 田 兼 利 | |
| 消 防 長 | 松 浦 一 仁 | |
| 消 防 次 長 | 大 橋 充 | |

○監 査 委 員 鈴 木 正 和

○職務のため出席した職員

| | | |
|-------|---------|---------------------|
| 書 記 長 | 大 畑 範 芳 | (藤枝市議会事務局長) |
| 次 長 | 森 谷 浩 男 | (藤枝市議会事務局次長) |
| 書 記 | 渥 美 直 人 | (藤枝市議会事務局主幹兼議事担当係長) |
| 書 記 | 岡 真太郎 | (藤枝市議会事務局主査) |

令和3年3月志太広域事務組合議会定例会議事日程（第2日目）

日時／令和3年3月23日（火）午前10時00分開議

場所／藤枝市岡部支所3階 議場

第1 開議

第2 諸般の報告

- (1) 一般質問の通告受理について
- (2) 管理者提出追加議案の受理について
- (3) 例月出納検査結果報告書の受理について

第3 日程第1 一般質問

1 1番 石井通春 議員

- (1) クリーンセンター整備運営実施方針に対して

2 8番 杉田源太郎 議員

- (1) 2市回収と個別搬入可燃ごみの費用とごみの取り扱いについて
- (2) リンの回収について

第4 日程第2 第1号議案 令和3年度志太広域事務組合一般会計予算

第2号議案 令和3年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計
予算

第3号議案 令和2年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第4
号）

第4号議案 令和2年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計
補正予算（第1号）

第5号議案 志太広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の
制定について

以上 5件一括上程

- 1 質疑
- 2 討論
- 3 採決

第5 日程第3 第7号議案 令和3年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第1号）

- 1 質疑
- 2 討論
- 3 採決

日程第4 第8号議案 志太広域事務組合監査委員の選任について

- 1 質疑
- 2 討論
- 3 採決

日程第5 第9号議案 志太広域事務組合監査委員の選任について

- 1 質疑
- 2 討論
- 3 採決

第6 閉議・閉会

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

午前10時00分開議

○議長（大石保幸議員） 皆様、おはようございます。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

ここで、書記長から諸般の報告をいたします。

○書記長（大畑範芳） 議長。

○議長（大石保幸議員） 書記長。

○書記長（大畑範芳） 御報告いたします。

初めに、石井通春議員ほか1名から、それぞれ提出をされた一般質問の通告を受理いたしました。

次に、本定例会へ管理者から、第7号議案、令和3年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第1号）ほか2件の追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

次に、監査委員から、令和3年1月分例月出納検査結果報告書の送付があり、これを受理いたしました。

以上でございます。

受理した報告事件一覧

[監査委員報告]

1 志太広域監第24号 令和3年1月分 例月出納検査結果報告書

○議長（大石保幸議員） 日程第1. 通告に基づき一般質問を行います。

順に発言を許します。

1番 石井通春議員、登壇を求めます。

○1番（石井通春議員） 議長。

○議長（大石保幸議員） 石井議員。

（登 壇）

○1番（石井通春議員） 日本共産党の石井通春です。

今日は、両市長年の懸念事項でありましたクリーンセンターの整備についての本格的に始まることにあたりまして、この議会ではこの巨額な費用を費やす本事業に対しまして、整備・運営事業実施方針、ここを中心に質問をいたします。

組合と事業者との間で交わす契約書の基礎となりますのが整備・運営事業実施方針で

ございますけれども、これが、今年の2月15日付で組合が定めたものとしてホームページでも公表されております。

まず、この中から、運営期間を20年としていることです。設計・建設を令和9年12月末までということ、その後20年間を運営に充てるとして、合計30年間にも及ぶ壮大な計画となっております。

この運営期間の20年の考え方でございますけれども、その後の施設についてはどうするかということでは、この方針におきますと、要求水準を満足する状態を保って、組合が引継ぐと記載されております。

この意味でございまして、かつて浄化槽汚泥処理施設で起こりました環境管理センターの更新のときに、この地元住民との間で交わされておりました、更新のときには施設を新設するということが書かれておまして、結果、この条項に縛られて長寿命化の検証が十分できなかったという事例がございますけれども、今回はそういうものではなくて、更新の時点で、やむを得ないときは、これは新設もあると思いますが、ありきではなくて、さらに長寿命化の計画のもとで進めていくという、こういう認識でよいかというのが1点目です。

2番目は、地元企業の活用についてです。

施設の建設・運営は、これは大きな事業でありますので、地元というか、国内の専門企業に委ねることになるでしょうけれども、それに付随する様々な下請けですとか孫請け業務が新たに発生することになります。そうした小さな工事は、地元の企業でも十分行えるものが多々あると思いますし、この事業は、巨額なお金を使う以上、絶好なまちおこしにつながるとも言えると思います。

この実施方針ではどう書かれているかと言いますと、事業企業の活用を通じた地域経済の発展を期待していると書かれておりますが、これは、具体的手段として記載しているために何を構築していくのかというのが2点目です。

3番目はリスクの分担です。

組合と事業者のリスクの分担は、これも書かれておりますけれども、主に組合の提示条件の不備であれば組合負担と。事業者の事由によるものがあれば事業者負担としております。当たり前のことなんですけれども、契約段階でこれをどこまで徹底していくかと。

さきの臨時議会で問題といたしました藤枝環境管理センターの想定外の地中障害物は、

工事を進めていく上で起こったことで、こういう現段階では想定し得ないトラブルが当然これから起こっていくわけでございますけれども、その際の基準の明確化がこの契約の段階でどうなるかと。藤枝環境管理センターの場合は、それが明確でなかったがゆえに後からこういう問題が起こったわけですが、これを教訓に、クリーンセンターの整備においてはどうかと。

また、その際は、事業者言いなりにならないように、組合は納税者の立場で対処すべきものであると思っておりますけれども、今回は、地中障害物については組合負担としておりますけれども、先ほど申し上げたような納税者の立場の取るべき手段というものはあるのかと。追加の汚泥負担を軽減する責務は組合にあると思っておりますけれども、この点の手段はあるのかということです。

最後は財政負担のあり方についてでございますが、この事業には、400億円以上の予算が既に示されておりますが、この大半を組合で起債するということが示されておりますが、その場合、両市で起債するのと比べて、組合起債のほうが有利な条件というものがあるのかということです。

以上です。

○議長（大石保幸議員） 当局から答弁を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（大石保幸議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（北村正平） おはようございます。

石井議員にお答えいたします。

初めに、御質問のクリーンセンター整備・運営実施方針に対してのうち、1項目めの運営期間20年後について、このことでございます。

運営期間は20年としておりまして、契約をしておりますが、その後、さらに10年にわたり、基本性能を十分に発揮するよう、長寿命化を図っております。

次に、2項目めの地元企業の活用について、このことでございます。

クリーンセンターは、大規模事業でありますことから、地域全体の経済の活性化及び発展に寄与することを期待しております。建設時は地元企業の参加を要件としております。また、運営時の地元雇用、あるいは地元企業からの調達等につきましては、選定の重要審査事項として実施してまいります。

次に、3項目めのリスクの分担についてでございます。

組合と事業者が適正にリスクを分担することで、低廉で質の高いサービスを求めるものでございまして、契約締結に向けまして、想定されるリスクをできる限り明確化いたしまして、組合と事業者がそれぞれの業務内容に基づきリスク分担を設定しております。

また、地中障害物の除去につきましては、用地を確保した組合が負うべきリスクでございます。

次に、4項目め、財政負担のあり方について、このことでございます。

起債につきましては、組合におきまして、交付税措置のある有意なものを借り入れするほかに、一般財源部分につきましては、二市の合併推進債を借り入れまして分担金として納入していただくなど、財政負担が少ない、最も有利な方法で進めてまいります。

以上、石井議員の御答弁とさせていただきます。

○議長（大石保幸議員） 石井議員、よろしいですか。

○1番（石井通春議員） すみません。慌てまして、間違えました。

まず、施設の20年というところは、長寿命化を図っていくということでお答えされましたので、それは新設ありきではないということで、明確になったというふうに思います。

今、非常に技術も発達しているので、そうしたところは、使えるものはやはり使っていくという、大分先の話になりますけれども、そういう視点でまた進めていただきたいというように思っております。

それから、地元企業の活用については、建設時は地元企業の参加を要件とし、それから、雇用、調達などは選定の重要な点として審査していきたいということで、ここもある程度の明確なお答えがあったというふうに思います。

ただ、ここでちょっと具体的に聞きますけれども、藤枝環境管理センターや大井川環境管理センターの建設についても、ここは当然のごとく審査項目の中にありまして、あの際は評価点というものが定められていて、それによって審査しておりますけれども、その藤枝環境管理センターと大井川環境管理センターについては、その評価点が既にあって、既に工事もほぼ完了しているわけなんですけど、実際、地元企業の活用に関わっている取組みがどれだけあったのかということをお聞きします。

○議長（大石保幸議員） 答弁を求めます。

はい、事務局次長。

○事務局次長（松田兼利） 藤枝・大井川環境管理センターの施設の建設に関わります藤枝市、焼津市の企業につきましては63社でございまして、地元発注額につきましては、33億2,654万円、こちらの額面が当地域によって発注されたものでございます。

以上でございます。

○議長（大石保幸議員） 石井議員。

○1番（石井通春議員） 63社あって、33億円くらいの地元おこしの、そういったところに額としてはつながっているということでございますけれども、じゃあ、これから新評価点なども、クリーンセンターですね、クリーンセンターの評価点などはこれから決めていくということで、選定の重要実施要項として実施するという先ほどの管理者のお答え踏まえて、今後の点数ですとか、配分ですとか、その辺の評価点をクリーンセンターにおいてはどういう形で示していくかということはどうなっているんでしょうか。

○議長（大石保幸議員） 事務局次長。

○事務局次長（松田兼利） クリーンセンターの事業におきます評価等につきましてはの採点につきましては、現在、入札公告に向けまして検討している中でございます。その中でも、この地域企業の発注額に及ぼすところは大きく見ている状況でございます。

また、提案されました結果でございますが、提案されました地元企業の受注額、これに対しまして、組合が履行を確認いたしまして、未達成額につきましては、減額要件としまして、契約の内容に示してまいる予定でございます。

以上でございます。

○議長（大石保幸議員） 石井議員。

○1番（石井通春議員） さらに確認します。

結局、その事業者が提案した地元企業の受注額というものが、その履行を確認すると、組合が未達成の場合は、減額とかその辺のペナルティーまでやるということですね、今のお答えは。それは、審査の要項ともなっていく。なおかつ、その落札の後に、組合がその履行を確認していくと。達成できないときは、先ほど言った、ちょっとペナルティーみたいなものをやると、そういうことですか。

○議長（大石保幸議員） 事務局次長。

○事務局次長（松田兼利） 石井議員のおっしゃるとおりでございまして、提案につきましては契約事項でございます。これの達成状況の確認、当然組合としては行っておく必要がございます。したがって、その社数と金額につきましては、提案の内容が確保

できるか、これはきっちり確認をさせていただくことになります。また、これが未達状態でありましたらば、支払いのときにそれは減額して行うという、そういう内容で入札公告に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（大石保幸議員） 石井議員。

○1番（石井通春議員） そうであるならば、これまでとちょっとまた違った、これまでは評価点と、それから貢献度とか、そういったところでしたが、社の数ですとか、それから、額といったところまでまず示して、それで地元企業の活用を図るということだと思います。それはそれで、これまでにない、新たな前向きな取組み、地元企業の活用という点では前向きな取組みだというふうに捉えました。

あと、リスクの分担でございますけれども、これは、もともと、だからリスクの分担をしていくことは当然のことでございますけれども、地中障害物については組合がということでお答えされておりますが、私は、そこまで断言すべきことかなというふうには一方で思っておりますけれども、ちょっと私が通告で聞いておりますのは、現段階でリスクの分担を明確化、ある程度の明確化は示されておりますけれども、丸印をつけて、表として作られておりますけれども、どこまで行っていくことができるか、これからですね、その点について聞いておりますので、その点を確認させていただきたいと思えます。

○議長（大石保幸議員） 事務局次長。

○事務局次長（松田兼利） リスクの明確化につきましては、新環境管理センターで示しました35項目、これに対しまして、クリーンセンターにつきましては、56項目といたしましてリスクの細分化を図っているところでございます。

また、用地取得等におけます様々な調査を行っておりますので、そうした内容を要求水準書により明確に示して、発注時の契約に結びつけていきたいと、そう思っております。

以上でございます。

○議長（大石保幸議員） 石井議員。

○1番（石井通春議員） 環境管理センターの35項目から56項目にさらに増やしていくといった、その辺の明確化もできる限りしていくということでございますね。

ただ、想定し得ないリスクというのは、当然にこれから発生するわけでございます、

幾ら今の段階で細分化するといっても、長期にわたる、30年間ですから、今後どういったことが起こるかは、想定し得ないことも当然これから出てくるというふうに思います。そうした際に、そうした想定外のリスクが発生した場合、市民負担とならないように、公平な判断ができる仕組みといったものが計画書以上のものとして必要だと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大石保幸議員） 事務局次長。

○事務局次長（松田兼利） まず、クリーンセンター事業につきましては、二市の市民の皆様への御負担をいただきながら実施していくものでございます。したがって、最小の費用を持ちまして最大の効果が得られるように取り組んでまいります。

そうした中で、想定し得ないリスクへの対応といたしましては、事業者が工事を実施することにより周辺環境も含めたリスク、こうしたことにつきましては、契約不適合ということをごさいます、事業者が負担するということとしております。

また、このほかのリスクに対しまして、対応といたしましては、実施方針に示しているリスク、この分担表により対応してまいります。

また、これ以外の内容につきましては、法令等に基づきまして、事業者と協議を行い対応してまいりますこととなっております。

また、公平な判断ができる仕組みということをごさいます、この仕組みといたしましては、組合と事業者との協議において合意に至らないケース、こういったものも考えられるかと思えます。これにつきましては、建設業法に基づきます静岡県建設工事紛争審議会、こうした機関のあつせん、調停によりまして、解決を図りながら実施していくと、こういう取組みとしてまいります。

以上でございます。

○議長（大石保幸議員） 石井議員。

○1番（石井通春議員） 周辺リスクについては事業者負担というようなところと、当然、その法令に基づき対処していくといったところは求められてくることかなというふうに思います。

合意に至らなかった場合は、調停ということは、裁判ですよね、あつせんとか。私はそこまでやらなくてもいいのかなと。あまり大げさにするような話じゃないのかなと。突発事故というのは当然にしていろいろと起こるものですから、その際、大きな問題は裁判に委ねざるを得ないようなところもあるかもしれませんが、余りそういう事業とい

うものが、日常的に発生するいろいろな細かいそういう調整といったものが求められたときに、事業者のほうから組合に対して、業者と対等に渡り合える組合という体制が整ってれば、そういう裁判とかに発展していかないと、その場で、現場で解決する話だというふうに思うんですね。

さきの臨時議会でもちょっと触れましたが、特に、今、組合の中の職員の体制というのは、2年交代の派遣で大まかに占められてしまっている。そういうところでスキルをアップするというのはなかなか難しいです。やはり技術職という、特別のそういう技術が、知能というか、知識が必要なものでないと、相手もプロですから、対等に渡り合えるためには、こちらプロにならないと、なかなかそれは2年で求めるのは無理ですので、そういう、裁判とかそういうところに行くよりも、まず、組合の中に解決できるような、そういう育成といったものが私は改めて必要だと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（大石保幸議員） 事務局次長。

○事務局次長（松田兼利） 当組合の管理体制でございますけれども、石井議員おっしゃるとおり、業者と対等に、対等以上に交渉できる職員が必要でございます。そうした中で、現体制におきましても、そうした精通した職員がいて行っているところでございますが、今後につきましても、そういう内容を踏まえまして、時期、時期にそういった職員が対応できるように、業者研修も含めまして、確実に行う体制、そうしたものを努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大石保幸議員） 石井議員。

○1番（石井通春議員） 今後対応していかれるということだと思います。長期的なことでありますので、すぐに達成できるような話でないというふうに思いますけれども、研修といったところも1つの手法かもしれませんが、やはり同じ仕事で、本人の希望ももちろんありますけれども、ずっとそういう育成という面で組合採用の職員という立場なども、私は、それはやっていかなきゃいけないことなのかなというふうに思いますので、ここは求めておきたいというふうに思っております。

それから、最後の財政については、これは、巨額のお金になりますから、市にしる、組合にしる、いずれにしてもやはり起債はしなきゃいけない話になるわけでありましてけれども、組合で起債するということで、予算が一応400億円以上出ておりますけれども、

これは、かなりの巨額であります。一方で、組合で起債するということになりますと、両市の借金という形で、表示されないんですよ。でも、実際はやはり市がその単純計算でいうと、藤枝と半分ですと200億円をこれから返していかなきゃいけない。借金になるには違いないのですが、そこは、市債残高という形では表明されないわけでありませぬ。

この問題は、藤枝市議会の中で、そういう将来負担比率という考え方もありますが、これは非常にわかりづらい指標であって、改めて、藤枝だけの話なんですけれども、指標にとらわれず、改めて市債残高プラスという形で、市民にわかりやすいことを明示していくというお答えがありましたから、私の中では、この問題は解決しておりますので、特に質問等はいたしません。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（大石保幸議員） 以上で、石井通春議員の一般質問を終わります。

それでは、次に進みます。

8番 杉田源太郎議員。

○8番（杉田源太郎議員） 議長、8番、杉田源太郎。

○議長（大石保幸議員） 杉田議員。

（登壇）

○8番（杉田源太郎議員） 日本共産党の杉田源太郎です。

一般質問として2項目、二市回収の戸別の搬入可燃ごみ、この費用とごみの取扱いについて、そして、2番目には、リンの回収についてお伺いいたします。

まず、1番目めとして、（1）可燃ごみの処理費についてお伺いします。

令和元年度の一般会計決算、この決算書によると、可燃ごみは、焼津市で2万4,000トン、藤枝市で2万2,000トン、合計4万6,000トン。それ以外に、高柳清掃工場に持ち込まれる、この持込み分は約1万6,000トン。持込み分の処理費は、衛生手数料、こういう項目で2億3,300万円が決算として記載されておりました。

質問のア、二市が回収する分の単位重量当たりの処理費用についてお伺いいたします。

イ、持込み分のその手数料の基準はどのようになっているのかお伺いいたします。

（2）歳入の2款2項1目衛生手数料についてお伺いいたします。

高柳清掃工場分として、許可業者、そして、個人が個別に持ち込まれるその可燃ごみの処理費、これは昨年に引き続き2億1,654万6,000円、これが計上されています。

ア、令和3年度のこの一般会計の金額、この根拠はどこから出たものでしょうか。

イ、許可業者、個人が個別に搬入する量と金額、過去の傾向について、どのようになっているか、お伺いいたします。

ウ、許可業者、個人が搬入するごみの組成分析、これはされているのでしょうか。

エ、環境問題から、この指導というのはどのようにされていますか。

次に、リンの回収についてお伺いいたします。

肥料の原料価格が高騰する中、日本はリンの全量を輸入に頼ってきました。国土交通省は、下水や下水汚泥に含まれるリン資源化に向けて、その回収・活用を検討してきました。志広組でも2つの施設がもうすぐオープンになると思います。歳入で5款2項1目物品売払収入についてお伺いいたしますけれども、有価物売払収入の中に、汚泥からリンの抽出という説明がありました。

ア、リンの抽出・回収はどのように行われるのでしょうか。

イ、売払いはどのような方法を取るのでしょうか。

以上、お伺いいたします。

○議長（大石保幸議員） 当局から答弁を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（大石保幸議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（北村正平） 杉田議員にお答えいたします。

標題1の1項目め、可燃ごみ処理について、このことでございます。

まず、アの単位重量当たりの処理費用についてでございますが、令和元年度、二市が回収し、高柳清掃工場に搬入された可燃ごみの1トン当たりの処理費用は、1万6,864円となります。

次に、イの衛生手数料の基準についてですが、現行手数料は、平成17年条例改正時の直近3カ年度のごみ処理費の平均をもとに定められております。その後は、消費税の転嫁分の改正を実施いたしまして、現在に至っております。

次に、今度は標題2のリンの回収についてでございます。

初めに、リンの抽出・回収についてですが、藤枝環境管理センターでは、汚泥を処理する過程で、汚泥水にアンモニア及び水酸化マグネシウム等を添加することで結晶化させる、いわゆるMAP法により抽出し、回収をいたします。また、大井川環境管理セン

ターでは、塩化カルシウム等を添加することで結晶化させる、いわゆるHAP法、このことによりまして抽出し、回収をいたします。

次に、売払方法についてでございます。

藤枝と大井川の2つの新しい環境管理センターにおきましてリン回収設備を導入しておりまして、稼働後に回収されるリンを販売するために、国への肥料登録を行いまして、地元の肥料業者へ売却する予定でございます。

なお、残りの項目につきましては、事務局長から御答弁をいたします。

○事務局長（長井孝仁） 議長。

○議長（大石保幸議員） はい、事務局長。

○事務局長（長井孝仁） 私から、残りの項目についてお答えします。

標題1の2項目めの衛生手数料についてです。

アの令和3年度の予算額の根拠についてですが、衛生手数料は、例年、前々年度実績と前年度の状況をもとに積算しておりますが、昨年来のコロナ禍である状況を踏まえ、前年度と同額としてございます。

次に、イの許可業者個人が搬入する量と金額の過去の傾向についてですが、平成29年度から3カ年度の搬入量と金額の実績は、許可業者の平成29年度は1万1,753トン、1億6,911万1,570円、平成30年度は1万3,785トン、1億9,846万9,250円、令和元年度が1万4,086トン、2億419万1,520円で、増加傾向となっております。

個人の搬入は、平成29年度が3,257トン、4,696万3,530円、平成30年度が1,997トン、2,870万4,760円、令和元年度が2,032トン、2,941万4,330円で、減少傾向となっております。

次に、ウの許可業者、個人が搬入するごみの組成分析及びエの搬入者への指導について、併せてお答えいたします。

高柳清掃工場に搬入されるごみについては、ごみピットからサンプリングしたものを検査機関へ委託し、年4回、組成分析を行っております。

また、搬入されたごみについては、搬入物検査を実施し、内容物を直接確認しております。リサイクル可能な紙類やペットボトル、プラスチック、金属などの不適物の混入があった場合は、その搬出者に対して、二市及び組合から、文書や口頭により適正な分別の指導を行っております。

以上、杉田議員の御答弁とさせていただきます。

○議長（大石保幸議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 再質問させていただきます。

まず、最初に、二市が回収する分ですけれども、1トン当たりの処理費が1万6,864円ということだったんですけれども、この1トン当たりの処理の費用の根拠について伺いいたします。

○事務局長（長井孝仁） 議長。

○議長（大石保幸議員） 事務局長。

○事務局長（長井孝仁） 1トン当たりの処理費用の根拠でございますが、令和元年度の高柳清掃工場でごみ処理に要した費用を搬入されたごみの量で除した金額となります。

その費用の主な内容でございますが、定期整備工事等の工事請負費が2億7,306万円、運転管理業務等の委託料が1億8,642万円、焼却灰残渣処理委託料が1億4,349万円などとなります。

以上でございます。

○議長（大石保幸議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） それでは、この毎年の変化、この量の変化については、どの程度になっているのでしょうか。

○事務局長（長井孝仁） 議長。

○議長（大石保幸議員） 事務局長。

○事務局長（長井孝仁） 毎年の変化でございますが、1トン当たりの処理費用は、令和元年度は前年度と比べ増加しておりますが、設備機器等の更新や補修による維持補修費が増えたことによるものでございます。

以上です。

○議長（大石保幸議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） わかりました。当然、更新や補修あると思いますので、増えていくということですね。

では、次に、持込み分があるんですけれども、その手数料、この基準、これはどうなっていますか。

○事務局長（長井孝仁） 議長。

○議長（大石保幸議員） 事務局長。

○事務局長（長井孝仁） 基準につきましては、先ほど管理者から御答弁させていただい

たとおり、平成17年度の改正時の直近3カ年のごみ処理量の平均をもとに定められているところでございます。

以上です。

○議長（大石保幸議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） それは先ほど答弁ありました。

今、平成17年のその条例ってあるんですけども、今、その平成17年から今現在まで、もう15年経過しています。これは、ホームページにも書いてありますけれども、1トン当たり1万4,600円ですか、こういうのが書いてあるんですけども、二市の先ほどのトン当たりの処理費用が1万6,864円というふうにありましたけれども、この差というのがあるんですけども、先ほど言いましたように、15年経過している中で、この整合性を持たせることについて、どう考えていますか。

○事務局長（長井孝仁） 議長。

○議長（大石保幸議員） 事務局長。

○事務局長（長井孝仁） ごみ処理手数料につきましては、二市でも減量に取り組んでいるところでございまして、年度ごとの搬入量やごみ処理費用の増減などを見る中で検討しているところでございます。

以上です。

○議長（大石保幸議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 検討しているところでございますということなので、検討した結果をまた聞かせていただきたいと思います。

では、次に、量のその増加傾向にある、二市を通じて、その許可業者、そういうものの報告を二市のほうにしているのでしょうか。

○事務局長（長井孝仁） 議長。

○議長（大石保幸議員） 事務局長。

○事務局長（長井孝仁） 高柳清掃工場へ搬入した量につきましては、許可業者が毎月二市へ報告しているため、二市から許可業者へ報告することはないと聞いております。

以上でございます。

○議長（大石保幸議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） また後で確認いたしますけれども、次に、その量の増加傾向、こういうものは、許可業者を通じてでは、今、二市から許可業者に報告することはない

ということなんですけれども、では、許可業者は、その搬出事業所、そういうところにはどれだけ、この事業者がこのくらいだと、このくらいだというのはみんなわかっているはずなんですけれども、その搬出事業者に対しては報告されているんでしょうか。

○事務局長（長井孝仁） 議長。

○議長（大石保幸議員） 事務局長。

○事務局長（長井孝仁） 市からは、各許可業者から、いわゆる顧客事業所に対して報告はしてないというふうに聞いております。

以上です。

○議長（大石保幸議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） そうすると、事業者、搬出事業所というところはどんな傾向なのかということについては、ちょっとわからないということになると思いますので、またちょっとこれは検討していただきたいなと思います。

次に、これもホームページにありますけれども、50キログラム未満に満たない搬入者、それは無料になるというふうに聞いているんですけれども、この50キログラム未満に満たない搬入者の搬入量、これはどの程度になっている、搬入者のその件数と搬入量、これについて伺いいたします。

○事務局長（長井孝仁） 議長。

○議長（大石保幸議員） 事務局長。

○事務局長（長井孝仁） 令和元年度の50キログラム以下の搬入量でございますけれども、1,150.74トンでございます。搬入件数につきましては、4万2,248件となっております。

以上です。

○議長（大石保幸議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） すごい量だと思います。

また、私は、出し切れなかったごみを持参してもらう、そういうことを否定するつもりはないんですけれども、今、答弁いただいた中で、1,150トン、それから、件数が4万2,248件ですか。物すごい量と件数だと思います。高柳清掃工場前で、私もちょっと何回か見たことあるんですけれども、軽トラックや自家用車が本当に順番待ちで、すごい長い列をつくっているのを何回か見えています。交通問題は、その地域の前の交通量との関係もあるとは思いますが、交通問題やごみ搬出のその処理の効率の問題、

あるいはそこに職員の方が警棒持って、こうやっていろいろやっておられましたけれども、そういうものの負担というものを含めて、見直さなければならぬんじゃないかなと、今、感じていますが、その持込みのごみについて、多分そうじゃないかなと思うけれども、休みのときだとか、そういう多いときの月、あるいはその曜日、それによって、その量とか件数、量として多いそういう時期というのはどういうふうに向向があるのか、そして、その対策はどのようにされているのでしょうか。

○事務局長（長井孝仁） 議長。

○議長（大石保幸議員） 事務局長。

○事務局長（長井孝仁） まず、時期につきましては、ゴールデンウィークなど、連休の後ですとか年末年始に増加をしております。

また、曜日につきましては、休日の前後となる金曜日や月曜日が増える傾向がございます。

混雑への対策でございますが、許可業者の車両を市の収集車と同じ車線に振分けを行うほか、受付の時間につきましても、前倒しなどにより、場内における通行処理の効率化を図っているということでございます。

以上です。

○議長（大石保幸議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 先ほどお聞きした搬入量1,150トン、これを大体約1,000トン、そして4万2,000件、これを4万件として、単純に計算すると、平均で1件25キログラムぐらい。それより多いということになります。25キログラムというのは、お米袋ありますよね。あれ30キログラムなんですけれども、それに匹敵するようなものが個人として運ばれている。これは非常に、そういうことってあるのかな。毎日の個々の家庭で出るごみの量じゃないというふうに感じます。

そして、365日、300日でこの4万2,000件を割ると、ざっとですけれども、1日140件ぐらい。かなりのやはり量です。この量と金額について、先ほどの答弁の中で、分析して対応を検討しているという答弁がありましたので、また、ちょっと検討結果などについては教えていただきたいというふうに思います。

では、次に行きます。

先ほど搬入物検査、これを実施していますかと聞いたら、平成15年度からということだったと思うんです。それでいいですか。

- 事務局長（長井孝仁） 議長。
- 議長（大石保幸議員） 事務局長。
- 事務局長（長井孝仁） 平成15年度から実施をしております。

以上でございます。

- 議長（大石保幸議員） はい、杉田議員。
- 8番（杉田源太郎議員） その搬入物検査を行う日時だとか、回数だとか実施日、こういうのはどのように設定をしているんでしょうか。
- 事務局長（長井孝仁） 議長。
- 議長（大石保幸議員） 事務局長。
- 事務局長（長井孝仁） 搬入物の検査でございますが、週1回をめぐりに実施をしているところでございます。

令和元年度においては32回、検査時間につきましては、午前の9時から11時の時間帯、または、午後の1時から3時の時間帯に行っております。

実施日については、任意に設定をしておりますが、令和2年度におきましては、検査回数43回に増やして実施をしているところでございます。

- 議長（大石保幸議員） 杉田議員。
- 8番（杉田源太郎議員） 今、答弁の中で、実施日は任意に設定しているというふうに言いました。その任意に設定しているその理由は何ですか。
- 事務局長（長井孝仁） 議長。
- 議長（大石保幸議員） 事務局長。
- 事務局長（長井孝仁） 任意の設定ということの理由でございますが、混雑緩和の対策を進める中で、今まで、搬入台数が多くて検査が実施できなかった月曜日、金曜日とかですが、そこについても、令和2年度からは設定をいたしまして、全ての曜日で検査ができるようにしております。

以上でございます。

- 議長（大石保幸議員） 杉田議員。
- 8番（杉田源太郎議員） ということは、今までも毎日やっているけれども、月曜とか金曜などについては、この日は検査がないなっていうのが何となく情報として流れて、その日はいろいろな異物なども入ってきている可能性があるということで、そういう日もちゃんとやるようにしたと、そんなことだと思います。

次には、二市、焼津、藤枝、及びその組合のほうから、文書や口頭により、適切な分別の指導を行っている就先ほど答弁ありました。これは、その指導によって、何か改善されているということはありませんでしょうか。

○事務局長（長井孝仁） 議長。

○議長（大石保幸議員） 事務局長。

○事務局長（長井孝仁） 検査結果につきましては、写真や内容物等を二市に報告をしております。指導につきましては、事業者に対して、不適物の具体的な内容を説明することで、改善につながっていると考えております。

以上でございます。

○議長（大石保幸議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 実は、先週、焼津市のその環境部に行って、志広組のほうから、何かそういうものについて報告があつて、それをどういうふうに行っているのかというのを確認してきました。そうしたら、今、答弁いただいたように、こうやって写真をちゃんとつけてくれて、この写真の中に、先ほどもちょっと私言いましたけれども、検査をするときに、そののところに何かレベルか貼つてあつて、これはどの搬出事業者なのかということがわかるようになっているみたいですね。

それで、藤枝市もそうやっていただいているのだと思いますけれども、その事業者と直接、この写真を添付しながら、ごみの適切な分別についてのお願いという形で、それで業者の皆さんへという、こういう資料もつけて、これをやっているということはわかりました。

こういうことによって、その成果がどういうふうにとというのはちょっと確認できないところはありますけれども、志広組からのその報告を受けて、直接事業者に届けて、その分別指導もやっているということで、これが確実にやはり改善につながっているのだろうなというふうに感じました。

今後も、どんなふうにして、それをチェックしていくのかということについては、またお聞きしていきたいと思っておりますけれども、これからもよろしくお願ひいたします。

そして、最後に、リンの問題ですけれども、これは、これからの事業ということだもんでね、これについて深くどうのこうのということはないのですけれども、MAP法とHAP法ですか。これも、私も前からちょっと気になっていて、このリンの回収が始まるなということで、ちょっと勉強はさせてもらったんですけども、内容はなかなかちよ

っとよくわからないというのがあります。

また、事業開始ということで、視察等をさせていただくと思うもので、これについては、今の答弁の中で、藤枝環境管理センターは、マグネシウム等を添加したそのMAP法、それで、大井川環境管理センターのほうは、カルシウム等の添加とか、そういうものをやったHAP法。ちょっと資料を自分が調べる範囲で、HAP法というのは、リンを徐々に結晶化させる方法で、物すごく価値が高くて、広い用途が見込めるというふうに、そんな資料がありました。

今後、だけれども何か効率がちょっと低いなとか、今、この藤枝と焼津で何でこのリンの回収方法が違うのかとか、このMAP法とHAP法についての、そのものについて、また、視察の段階だとかそういうのがあったときに説明いただくようお願いをして、一般質問を終わります。

○議長（大石保幸議員） 以上で、杉田源太郎議員の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

○議長（大石保幸議員） 日程第2. 第1号議案から第5号議案まで、以上5件を一括議題といたします。

これから質疑を行います。通告はありません。

質疑なしと認め、上程議案5件の質疑を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩中に、議案について討論のある方は通告願います。

午前10時51分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（大石保幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、上程議案5件に対する討論を行います。通告はありません。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから、上程議案5件の採決を行います。

初めに、第1号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石保幸議員） 起立総員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第2号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石保幸議員） 起立総員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第3号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石保幸議員） 起立総員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第4号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石保幸議員） 起立総員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

最後に、第5号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石保幸議員） 起立総員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大石保幸議員） 日程第3. 第7号議案、以上1件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（大石保幸議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（北村正平） ただいま議題となっております第7号議案、令和3年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、クリーンセンター整備・運営事業につきまして、令和8年度中の稼働開始を目標に、DBO方式による整備・運営を行うため、令和3年度当初から事業者選定に着手するために、当該事業に係る債務負担行為の追加をしようとするものでございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○事務局次長（松田兼利） 議長。

○議長（大石保幸議員） 事務局次長。

○事務局次長（松田兼利） 私から、第7号議案、令和3年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

補正予算書2ページを御覧ください。

クリーンセンターの整備事業につきまして、施設整備と運営を一括で発注するDBO方式としまして、令和3年度当初より事業者選定に着手するもので、期間を令和3年度から令和28年度までとしまして、限度額を422億7,300万円とする債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

期間は、事業者選定としまして、令和3年4月の入札公告によりまして事業者の募集を開始し、9月に提案書の提出を受け、12月に落札者の決定、それから、令和4年3月には契約を締結する予定でございます。

また、整備期間といたしまして、契約締結から令和8年度中の稼働を見込んでおります。その後、運営期間を20年間としまして、令和28年度までの期間としてございます。

次に、3、4ページを御覧ください。

表右側の財源内訳といたしまして、国・県支出金につきましては、循環型社会形成推進交付金で、建設工事基本対象事業費の3分の1及び高効率発電施設対象事業費の2分の1を算定し、地方債につきましては、交付金を除く対象事業費の90%を掲載しております。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石保幸議員） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩中に、上程議案1件に対する質疑のある方は通告願います。

午前10時59分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（大石保幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、上程議案1件に対する質疑を行います。通告はありません。

質疑なしと認め、上程議案1件に対する質疑を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩中に、上程議案1件に対する討論のある方は通告願います。

午前11時00分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（大石保幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、上程議案1件に対する討論を行います。通告はありません。

討論なしと認め、上程議案1件に対する討論を終わります。

これから、上程議案1件の採決を行います。

第7号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石保幸議員） 起立総員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大石保幸議員） 日程第4. 第8号議案を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（大石保幸議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（北村正平） ただいま議題となっております第8号議案、志太広域事務組合監査委員の選任について、御説明申し上げます。

本組合監査委員であります鈴木正和氏が、令和3年3月31日をもって退任することに伴いまして、新たに大畑秀久氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項及び志太広域事務組合同規約第13条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石保幸議員） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

よろしいですね。

質疑なしと認め、本案の質疑を終わります。

次に、本案の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大石保幸議員） 討論なしと認め、本案の討論を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第8号議案は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大石保幸議員） 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定いたしました。

○議長（大石保幸議員） 日程第5. 第9号議案を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、松寄周一議員の退席を求めます。

（松寄周一議員 退席）

○議長（大石保幸議員） 管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（大石保幸議員） はい、管理者。

（登壇）

○管理者（北村正平） ただいま議題となっております第9号議案、志太広域事務組合監査委員の選任について、御説明申し上げます。

本組合監査委員であります村松幸昌氏が、令和3年3月31日をもって退任することに伴いまして、新たに松寄周一氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項及び志太広域事務組合同規約第13条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石保幸議員） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大石保幸議員） 質疑なしと認め、本案の質疑を終わります。

次に、本案の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大石保幸議員) 討論なしと認め、本案の討論を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっています第9号議案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大石保幸議員) 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定いたしました。

ただいま選任について同意を得ましたので、松寄周一議員の入場を許します。

(松寄周一議員 入場)

○議長(大石保幸議員) ただいま志太広域事務組合監査委員の選任について同意を得ました松寄周一議員から発言を求められていますので、お願いをいたします。

○6番(松寄周一議員) 議長。

○議長(大石保幸議員) 松寄議員。

(登壇)

○6番(松寄周一議員) ただいま監査委員として選任同意をいただきまして、誠にありがとうございます。

監査委員就任にあたりまして、識見の監査委員とともに、監査委員としての重責を担うよう一生懸命努力してまいります。皆様方の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

志太広域事務組合は、新斎場、新環境管理センターの整備に引き続き、クリーンセンター建設という大きな事業を控えております。令和3年度の予算規模が約60億円となる中、監査委員の役割はますます重要となるとともに、議会の監視機能のさらなる強化が求められていると考えております。

皆様方の御指導、御鞭撻を重ねてお願い申し上げまして、簡単ではありますが、御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(拍手)

(松寄周一議員 自席へ)

○議長(大石保幸議員) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで会議を閉じ、令和3年3月志太広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

ここで、管理者から発言を求められていますので、お願いをいたします。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（大石保幸議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（北村正平） 議長からお許しをいただきましたので、管理者を退任するにあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まずは、本定例会におきまして、活発な御審議をいただき、誠にありがとうございました。おかげをもちまして、令和3年度当初予算をはじめといたしまして、提案いたしました全ての議案につきまして、原案のとおり可決いただきました。厚くお礼を申し上げます。

さて、早いもので、私が管理者に就任して2年になります。議員各位には、議会運営をはじめといたしまして、志太広域事務組合の運営全般にわたり御協力をいただきました。厚くお礼を申し上げます。この間、新たな斎場「星山の苑」、この供用開始、新しい藤枝・大井川の環境管理センターの建設など、多くの事業を手がけてまいりました。2つの環境管理センターは4月には稼働を開始いたします。

また、私自身も最重要課題にも位置づけて進めてまいりました長年の懸案事項であった新しいごみ処理場、（仮称）クリーンセンターの整備は、昨年10月に事業用地を全て取得いたしまして、12月には基本計画策定と、稼働に向けて大きく前進をいたしました。

コロナ禍でも圏域の皆さんの安全・安心を担う志太消防本部、また、安定した運営を行っているところでございます。

さらに看護師の育成を担う中部看護専門学校も、式典などの規模縮小はあったものの、事業は順調に進められております。

これら事業の進捗は、ひとえに議員の皆様方をはじめといたしまして、関係各位の御理解・御協力によるものでございます。改めてお礼を申し上げます。

今回、私と共に鈴木代表監査委員、また、村松監査委員も退任することになりましたが、重要なときを迎えている志太広域事務組合のため、本当に御尽力をいただきました。

新年度からは中野焼津市長が管理者に就任いたします。私も副管理者といたしまして、組合事業の円滑な運営に努力をしてまいります。中野管理者と共に、よろしく願い申し上げます。

議員の皆様には、年度末を迎えまして多忙な毎日と存じます。健康にはくれぐれも御留意をいただき、ますますの御活躍を祈念申し上げまして、退任にあたっての私の御挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○議長（大石保幸議員） お知らせします。

引き続き、全員協議会を開催いたしますので、よろしく願いいたします。

しばらくお待ちください。

午前11時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議

長

大石保幸

会議録署名議員

遠藤久仁雄

会議録署名議員

池谷和正